



## 長野県告示第494号

平成21年10月9日成立した平成21年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成21年10月15日

長野県知事 村 井 仁

## 平成21年度長野県一般会計補正予算(第2号)

## 1 歳入歳出予算補正

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	2129 億 9500 万 円	16 億 514 万 1 千円	2146 億 14 万 1 千円
7 分担金及び負担金	37 億 4938 万 6 千円	2417 万 1 千円	37 億 7355 万 7 千円
9 国庫支出金	1329 億 471 万 7 千円	296 億 5599 万 6 千円	1625 億 6071 万 3 千円
10 財産収入	19 億 6170 万 3 千円	9654 万 6 千円	20 億 5824 万 9 千円
11 寄付金	5224 万 2 千円	2500 万 円	7724 万 2 千円
12 繰入金	205 億 5580 万 3 千円	40 億 3413 万 1 千円	245 億 8993 万 4 千円
13 繰越金	6125 万 4 千円	21 億 5810 万 8 千円	22 億 1936 万 2 千円
14 諸収入	803 億 6436 万 1 千円	2092 万 3 千円	803 億 8528 万 4 千円
15 県債	1418 億 3500 万 円	11 億 9900 万 円	1430 億 3400 万 円
歳入合計	8893 億 6206 万 5 千円	388 億 1901 万 6 千円	9281 億 8108 万 1 千円

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	388 億 613 万 1 千円	179 億 6626 万 8 千円	567 億 7239 万 9 千円
3 民生費	1113 億 9057 万 3 千円	56 億 468 万 円	1169 億 9525 万 3 千円
4 衛生費	180 億 9312 万 4 千円	31 億 7314 万 3 千円	212 億 6626 万 7 千円
5 労働費	126 億 2054 万 円	9 億 6435 万 6 千円	135 億 8489 万 6 千円
6 環境費	28 億 6203 万 9 千円	14 億 1655 万 4 千円	42 億 7859 万 3 千円
7 農林水産業費	483 億 5710 万 円	27 億 6836 万 2 千円	511 億 2546 万 2 千円
8 商工費	743 億 4366 万 8 千円	13 億 5778 万 2 千円	757 億 145 万 円
9 土木費	1301 億 9031 万 8 千円	49 億 1754 万 9 千円	1351 億 786 万 7 千円
10 警察費	466 億 7170 万 4 千円	2 億 6716 万 3 千円	469 億 3886 万 7 千円
11 教育費	1982 億 8377 万 5 千円	13 億 489 万 3 千円	1995 億 8866 万 8 千円
13 公債費	1421 億 6390 万 5 千円	△ 7 億 2173 万 4 千円	1414 億 4217 万 1 千円
14 諸支出金	554 億 2495 万 7 千円	△ 2 億 円	552 億 2495 万 7 千円
歳出合計	8893 億 6206 万 5 千円	388 億 1901 万 6 千円	9281 億 8108 万 1 千円

## 2 繰越明許費

職員宿舍管理事業費ほか9件 金額 31 億 1518 万 円

## 3 債務負担行為補正

アンテナショップ開設事業ほか1件 限度額 1211 万 円

## 4 地方債補正

社会福祉施設整備事業費ほか7件 限度額 11 億 9900 万 円

平成21年度長野県公債費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	1582億4174万6千円	△ 7億2173万4千円	1575億2001万2千円
歳入合計	2347億3505万円	△ 7億2173万4千円	2340億1331万6千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 公債費	2347億3505万円	△ 7億2173万4千円	2340億1331万6千円
歳出合計	2347億3505万円	△ 7億2173万4千円	2340億1331万6千円

平成21年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	48億8189万4千円	295万円	48億8484万4千円
3 繰入金	21億4646万2千円	295万円	21億4941万2千円
6 繰越金	-円	6億398万6千円	6億398万6千円
歳入合計	116億5752万1千円	6億988万6千円	122億6740万7千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	88億6620万9千円	6億988万6千円	94億7609万5千円
歳出合計	116億5752万1千円	6億988万6千円	122億6740万7千円

平成21年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	2468万円	1760万8千円	4228万8千円
歳入合計	2億5503万3千円	1760万8千円	2億7264万1千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 貸付金	2億4717万6千円	1760万8千円	2億6478万4千円
歳出合計	2億5503万3千円	1760万8千円	2億7264万1千円

平成21年度長野県企業特別会計補正予算

会計名	既決予定額	補正予定額	計
病院事業会計(第1号)	242億1097万7千円	4億8252万4千円	246億9350万1千円
合計	376億1376万7千円	4億8252万4千円	380億9629万1千円

財政課

長野県告示第495号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第2項の規定により特定鳥獣の狩猟期間を次のとおり延長します。

平成21年10月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 特定鳥獣の種類  
ニホンジカ及びイノシシ

- 2 区域  
長野県全域
- 3 延長期間  
平成22年2月16日から平成22年3月15日まで
- 4 使用可能な猟具  
ワナ(ただし、ワナにかかったニホンジカ及びイノシシを確実に捕殺する行為(いわゆる「止めさし」)に限り、銃器使用を認める。)

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第496号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を解除します。

平成21年10月15日

長野県知事 村井 仁

1 特定鳥獣の種類

ニホンジカ及びイノシシ

2 区域

長野県全域

3 捕獲等の禁止又は制限の解除

平成21年12月15日から平成22年3月15日までの間における輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用禁止の解除

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年10月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年10月15日

長野県松本建設事務所長 小平重登

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 兎川寺鎌田線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市筑摩2丁目3277番の10地先から	松本市筑摩1丁目3226番の4地先まで	旧	6.8~17.0 m	0.0562 km
同	上	新	15.0~29.9	0.0562

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年10月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年10月15日

長野県松本建設事務所長 小平重登

1 路線名 兎川寺鎌田線

2 供用を開始する区間

松本市筑摩2丁目3277番の10地先から  
松本市筑摩1丁目3226番の4地先まで

3 供用を開始する期日 平成21年10月15日

道路管理課

長野県公安委員会告示第49号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成21年10月15日

長野県公安委員会委員長 安藤博仁

1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
西丸甫夫	医療法人四方会西丸医院	中野市小田中213番地1	法第5条第1項第2号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）第5条の2第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者
高橋丈夫	医療法人聖山会伊那神経科病院	伊那市荒井3831番地	
村田志保	長野県厚生農業協同組合連合会安曇総合病院	北安曇郡池田町大字池田3207番地1	
北原明彦	医療法人北原メンタルクリニック	長野市稲里町中央4丁目15番7号	法第5条第1項第2号の政令で定める病気（政令第5条の2第3号に掲げる病気に限る。）にかかっている者
丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	法第5条第1項第2号の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者
天野直二	国立大学法人信州大学医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	

2 指定年月日

平成21年10月8日

3 指定期間

3年

生活安全企画課